

留学生の市内就職等奨励金給付要綱

令和3年 2月17日

理 事 長 決 裁

（目的）

第1条 本要綱は、市内企業の人材確保及び定住人口の増加に資することを目的として、留学生の北九州市内における進学及び就職を促進するために給付する奨励金に関して、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において、「留学生」とは留学の在留資格を有し、北九州市内に住民登録のある外国籍市民をいい、「教育機関」とは別表に掲げるものをいう。

（奨励金の給付）

第3条 教育機関に在籍する留学生が、在籍する教育機関から他の教育機関に進学する（同一学科は除く）場合は2万円、市内企業等に就職する（勤務地が市外も可）場合は5万円の奨励金を給付する。

（奨励金の予算）

第4条 この奨励金は、公益財団法人北九州国際交流協会（以下「協会」という）が保有する「留学生等支援資金」等の寄附金の範囲内で給付する。

（募集方法）

第5条 奨励金の給付対象となる留学生の募集は年1回とし、教育機関には書面により周知する。ただし、理事長が特に必要があると認めるときは、随時募集を行うことができる。

（申請書の提出）

第6条 奨励金の給付申請を行う留学生は、該当する奨励金申請書（様式第1号及び第2号）を教育機関に提出する。

（2）奨励金申請書を受理した教育機関は、すべての申請書を取りまとめ指定された期日までに協会に申請（様式第3号の1または第3号の2）する。

（奨励金の決定）

第7条 協会の理事長は、教育機関から提出された申請書が適切と認められたときは、速やかに奨励金の給付対象者を決定し、協会のホームページに掲載するとともに、教育機関ごとに奨励金額を決定し、指定された口座に送金する。

(2) 教育機関は給付対象者に奨励金を給付し、受領証(様式第4号)を添えて、指定の期日までに協会理事長に清算報告を行う。

(給付決定の取り消し)

第8条 奨励金の給付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金給付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽り、その他不正の手段により奨励金を給付されたとき
- (2) 給付決定した日から1年を超えて奨励金の受領がないとき

(奨励金の返還)

第9条 協会の理事長は奨励金の給付決定を取り消した場合においては、当該取り消しに係る部分に関し、すでに奨励金が給付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

(個人情報の取り扱い)

第10条 奨励金の申請により知りえた情報は、協会が実施する留学生支援事業に限り、利用することができる。

(委任)

第11条 この要綱の施行について、必要な事項は専務理事が定める。

附則

- 1 この要綱は令和3年2月17日から施行し、施行後3年を目途に事業効果の検証を行い、改廃を検討する。
- 2 留学生の市内就職等奨励金給付要綱(平成30年5月30日理事会決裁)は廃止する。
- 3 この要綱は令和4年2月2日から施行する。